

令和2年6月29日

第37回総会議事録

長岡市農業委員会

第 37 回総会議事録

- 1 日 時 令和 2 年 6 月 29 日（月曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 12 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 13 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 14 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 16 号 農用地利用配分計画案の決定について
議案第 17 号 農業振興地域整備計画の変更について
 - 日程第 3 報告第 3 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (15 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (9 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 樺沢 仁、次長 井上 靖司、振興農政係長 小川 一博、
農地係長 今坂 康雄、主査 鈴木 久美子、主査 早川 仁

開 会（午後 2 時 00 分）

樺沢事務局長 お疲れさまです。これより農業委員会総会を開会いたします。
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、高橋会長から議長を
務めていただきます。皆さんよろしくお願いたします。

議長 (あいさつ)
それでは、第 37 回総会を開催いたします。
今月も、新型コロナウイルスの対策として、委員の数を制限して開催
しております。

出席予定の委員のうち、欠席届が、議席番号 7 番の青柳委員から提出
されています。長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を
満たしており、会議は成立していることを報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任でございますが、私において本日は16番、中村正行委員、17番、岩本一男委員を指名いたします。

日程第2 議案第12号 農地法第3条の許可申請について

議長 日程第2、これより審議に入ります。

議案第12号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書の3ページから5ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は13件でございます。

1番から6番は売買による所有権移転、7番から11番は贈与による所有権移転、12番、13番は交換による所有権移転であります。

なお、5番につきましては、許可後の経営面積が50アール未満でございますが、川口地域の下限面積は30アールでありますので、問題はないものと考えております。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであり、ます。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第12号 農地法第3条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第13号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第13号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

議案書7ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域1件、山古志地域1件、計2件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において6月22日までに現地確認を実施しております。

1番、雲出町の畑について、車庫建築敷地として利用するものであります。議案資料31ページに経過説明を掲載しております。申請地は雲出町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものであります。

2番、山古志竹沢の畑について、住宅建築敷地として利用するものであります。議案資料32ページに経過説明を掲載しております。申請地は山古志竹沢集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見は、ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第13号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第14号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第14号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。

今坂係長

事務局の説明を求めます。

議案書の9ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域2件、三島地域1件、寺泊地域2件、計5件でございます。

1番、鳥越の畑について、住宅及び車庫建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和2年11月30日までの計画であります。申請地は土地区画整理事業の施行された区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

2番、麻生田町の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和2年7月20日から令和2年11月20日までの計画です。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、現在の住宅敷地が道路への接道に問題があり、このたび住宅の老朽化に伴い建て替えをするに当たり、既存住宅敷地に近接する土地に移転することから、他の場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要することとなります。

3番、鷺巣町の畑について、庭敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。議案資料33ページに経過説明を掲載しております。申請地は鷺巣町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用することから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、寺泊竹森の田について、貸石材置場として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和2年8月31日までの計画であります。申請地はJR寺泊駅から300メートル以内の区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

5番、寺泊下曾根の田について、農機具格納庫建築敷地として利用するために賃借権の設定をするものであります。工期は、許可日から令和2年11月30日までの計画であります。申請地は農振農用地区域内の農地

であります、転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第14号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第15号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

皆様のお手元に利用権設定及び中間管理権の設定地域別一覧表、A 3、1枚を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の13ページから14ページをご覧ください。相対による利用権の設定が8件、移転が1件で、このたびは合計9件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が4件、賃借権移転が1件、使用貸借権設定が4件となっています。

続きまして、農地中間管理事業分についてご説明申し上げます。中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、公社借受け分について、議案書の17ページから23ページを御覧ください。このたびは、47件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が42件、使用貸借権設定が

5件となっています。

次に、公社貸付け分については議案書の25ページから30ページをご覧ください。今ほど説明しました公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するものです。このたびは、37件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が35件、使用貸借権設定が2件となっています。

以上93件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第15号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第16号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第16号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の34ページから35ページをご覧ください。新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権及び賃借権の移転をするものです。

このたびは8件の申出がありました。内訳は賃借権移転が2件、使用貸借権移転が6件となっています。

これらの案件につきましては、以前開催された総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をさせていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し

付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。
 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの聲が聞こえます。
 それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。
 議案第16号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの聲が聞こえます。
 それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第17号 農業振興地域整備計画の変更について

議長 議案第17号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。
 事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。
 議案書37ページをご覧ください。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画を変更するに当たり、意見を求められたものであります。
 編入3件の申出がありました。

 編入のナンバー1は、長岡地域の農地約0.9ヘクタール、編入のナンバー2は山古志地域の農地約0.4ヘクタール、編入のナンバー3は川口地域の農地約0.5ヘクタールであります。いずれも、中山間地域等直接支払制度の対象見込地であり、農業上の利用を確保することが必要であると認められます。農振法第10条第3項第5号に該当することから、農用地区域に編入するものであります。

 以上について、異議なしと意見回答することをご提案申し上げます。
 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの声が聞こえます。

 それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

 議案第17号 農業振興地域整備計画の変更について、異議ありません
でしょうか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 それでは、農業振興地域整備計画の変更について、異議なしと決定いた
します。

日程第 3 報告第3号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第3号 農地法の届出通知等についてを議題とします。
事務局の報告を求めます。

今坂係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

 4条の届出について3件を39ページに、5条の届出について31件を
40ページから45ページに、農地法の適用を受けない事実確認1件を46ペ
ージに、18条合意解約について2件を47ページに、利用権解約について
15件を48ページから50ページに、中間管理権の解約について5件を51ペ
ージにそれぞれ掲載してありますので、御覧ください。

 以上であります。

議長 報告事項でございます。

 以上、提案した案件の審議は全て終了いたしました。

 これをもちまして第37回総会を閉会とさせていただきます。

閉 会（午後2時23分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和2年6月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	高橋信昭	13	欠	猪俣敏朗																		
2	欠	土田米藏	14	欠	成澤善博																		
3	出	安達隆幸	15	欠	高綱道夫																		
4	出	本田栄一	16	出	中村正行																		
5	出	粉川一夫	17	出	岩本一男																		
6	出	諸橋昇一	18	出	菅沼正美																		
7	欠	青柳進	19	出	田中藤雄																		
8	欠	五十嵐文枝	20	出	櫻井正広																		
9	出	松永利治	21	出	片岡力夫																		
10	欠	武石省策	22	出	池田朝二																		
11	欠	土田正人	23	出	川上憲一																		
12	欠	稲波忠昭	24	出	諏佐英作																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">15</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 15%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td>人</td> <td>中村正行</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>岩本一男</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	15	人	議事録署名委員		欠席委員	人	9	人	中村正行	委員		計	24	人	岩本一男	委員
出席委員	人	15	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	9	人	中村正行	委員																		
	計	24	人	岩本一男	委員																		